附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、別表の一の項の改正規定中「演劇観覧料」を削る部分及び同表の四の項の改正規定中「放送受信料」を「放送受信料　演劇観覧料」に改める部分は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十条第一項、第二項及び第三項並びに第百三条の二第一項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一号を加える。

八　事業場の運営に責任を有する者の権限及び責任において、次に掲げる事項が文書により適切に定められており、及び当該文書に記載されたところに従い認定業務が実施されるものであること。

イ　航空機又は装備品の安全性を確保するための業務の運営の方針に関する事項

ロ　航空機又は装備品の安全性を確保するための業務の実施及びその管理の体制に関する事項

ハ　航空機又は装備品の安全性を確保するための業務の実施及びその管理の方法に関する事項

第三十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三十五条第八号に掲げる事項を除く。

第三十九条の二第二号中「第三十五条各号」を「第三十五条第一号から第七号まで」に改める。

第二百十二条の二を次のように改める。

第二百十二条の二　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条第三項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　航空法（以下「法」という。）第二十条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号の業務の能力のうち一又は二以上の業務の能力（次項において「設計製造能力」という。）に係る技術上の基準については、この省令による改正後の航空法施行規則（次項において「新規則」という。）第三十五条第八号の規定は、施行日から平成二十三年十一月十三日までの間は、適用しない。

2　次の各号に掲げる者については、当該者が受けている認定の有効期間内に限り、新規則第三十五条第八号の規定は、適用しない。

一　施行日において、法第二十条第一項第三号、第四号又は第七号の業務の能力がこの省令による改正前の航空法施行規則（次号において「旧規則」という。）第三十五条の技術上の基準に適合することについて、同項の認定を受けている者

二　平成二十三年十一月十四日において、設計製造能力のみが旧規則第三十五条の技術上の基準に適合することについて、法第二十条第一項の認定を受けている者

3　この省令の施行の際現に本邦において航空運送事業（その事業の規模がこの省令による改正前の航空法施行規則第二百十二条の二に規定する規模未満であるものに限る。）を営む者は、この省令の施行日前においても、航空法施行規則第二百十二条の三第一項の規定による安全管理規程の設定の届出及び同令第二百十二条の六による安全統括管理者の選任の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、施行日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

4　前項の規定による届出の受理は、当該事業を経営する者の住所を管轄区域とする地方航空局長が行う。

5　第三項の規定による届出をしようとする者は、当該事業を経営する者の住所を管轄区域とする空港事務所長を経由して行うことができる。

告　示

○法務省告示第五百六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月五日

法務大臣　柳田　稔

別表第一のティビィシィ日本語学校の項の次に次のように加える。

東日本国際アカデミー	栃木県

別表第一のＮＩＰＰＯＮ語学院の項の次に次のように加える。

Ｆｕｊｉ　Ｌａｎｇｕａｇｅ　Ｓｃｈｏｏｌ	群馬県

別表第一の平成国際教育学院の項の次に次のように加える。

山手インターナショナルスクール	埼玉県

別表第一のユニバーサル・ランゲージ・スクールの項を削り、同表の東京ベイサイド日本語学校の項の次に次のように加える。

東京インターナショナル外語学院	東京都
和陽日本語学院	東京都

別表第一のＡＲＭＳ日本語学校の項の次に次のように加える。

中日本外国語学院	愛知県

別表第一の中央工学校ＯＳＡＫＡ日本語科の項の次に次のように加える。

大原簿記法律専門学校難波校	大阪府

別表第一の英数学館岡山校日本語科・二年コース、同・一年半コース（大学進学準備一年半コースを除く。）の項の次に次のように加える。

岡山科学技術専門学校日本語学科	岡山県

別表第一に次のように加える。

ＪＣＳ学院	沖縄県

別表第四の豊島日本語学院の項の次に次のように加える。

ユニバーサル・ランゲージ・スクール	東京都